

伊東市総合事業

報酬請求事務の手引き【令和6年6月1日改定版】

伊東市高齢者福祉課

本市の総合事業における報酬請求の考え方について記載します。

【はじめに】

平成29年4月1日から、本市においても、介護保険で要支援1・2の認定を受けた方が利用するサービスのうち、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」について、全国一律の基準による介護保険予防給付から、各区市町村が地域の実情に応じて取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）」を開始しました。その際、従来基準に沿って運営・提供される「介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス（介護予防現行相当サービス）」のほか、緩和した基準により運営、提供される「訪問型サービスA・通所型サービスA（基準緩和サービス）」が誕生しました。

それから、令和4年度に「介護保険法施行規則」及び「本市要綱」に定められた指定有効期間「6年間」が経ち、総合事業指定事業所の指定一斉更新を迎えたとともに、総合事業における報酬請求の考え方も当初（平成29年度）から度重なる改定があることから、その解説をするために本手引書を作成しました。

【ポイント】

- 国保連合会を経由した審査支払を行います。
- 総合事業サービスを利用できるのは「要支援者」又は「事業対象者」です。
- 要支援者については、予防給付*と総合事業サービスの利用が可能です。
※介護予防訪問介護・介護予防通所介護を除く（総合事業サービス提供開始後）
- 事業対象者は、予防給付の利用はできません。

（被保険者の区分）

	要支援者	事業対象者
定義（状態）	要支援認定申請に基づき、介護認定審査会において、要支援状態であると判定された被保険者	事業対象者申請に基づき、基本チェックリストを実施した結果、厚生労働大臣が定める基準に該当した第1号被保険者
申請方法	要支援（要介護）認定申請書を提出	総合事業対象者申請書を提出
判断方法	主治医意見書・訪問調査の内容に基づき、介護認定審査会にて判定	基本チェックリストを用いた判定
有効期間	3～24か月	なし
支給限度額	要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位	5,032単位

（被保険者の区分による、利用可能サービス）

	予防給付（福祉用具貸与・訪問看護・短期入所等）	総合事業サービス（現行相当サービス・基準緩和サービス）
要支援者	利用可能	利用可能
事業対象者	利用不可能	利用可能

総合事業開始後（平成29年4月1日以降）の【訪問】サービス

総合事業（訪問型サービス）	
対象者	○認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の要支援者 ○事業対象者
サービス種別 名称	介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA
種別コード	A2（A1※） 国（厚生労働省）基準 A3 市が策定（国基準に基づく）
サービス内容	介護予防訪問介護と同様 生活援助のみ提供
報酬	1回あたりの単価を設定
利用者負担	現行と同様（1割または2割または3割）
給付制限	現行と同様
限度額管理	現行と同様
請求方法	現行と同様（国保連合会経由）

※総合事業のみなし指定を受けている事業所（平成27年3月31日以前に新規指定を受けた事業所）の請求コードA1は、令和2年度に終了となりました。

総合事業開始後（平成29年4月1日以降）の【通所】サービス

総合事業（通所型サービス）	
対象者	○認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の要支援者 ○事業対象者
サービス種別 名 称	介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA
種別コード	A6（A5※） 国（厚生労働省）基準 A7 市が策定（国基準に基づく）
サービス内容	現行と同様 身体介護・個別サービス計 画作成、評価の必要性がな い利用者に対して提供され るサービス
報酬	1回あたりの単価を設定
利用者負担	現行と同様（1割または2割または3割）
給付制限	現行と同様
限度額管理	現行と同様
請求方法	現行と同様（国保連合会経由）

※総合事業のみなし指定を受けている事業所（平成27年3月31日以前に新規指定を受けた事業所）の請求コードA5は、令和2年度に終了となりました。

総合事業開始後（平成29年4月1日以降）の【ケアプラン作成費】

総合事業（介護予防ケアマネジメント）	
対象者	○認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の要支援者で、かつ提供月に「 <u>総合事業サービスのみ</u> 」を利用する要支援者 ○事業対象者
対象サービス	総合事業のみ
名称	介護予防ケアマネジメント費
種別コード	A F
作成内容	現行と同様 ^{※1}
提供者	
報酬	現行と同様 ^{※2}
請求方法	現行と同様（国保連合会経由）

※1 【例（介護予防支援費での請求）】

- ・介護予防福祉用具貸与のみ
- ・介護予防訪問看護＋介護予防訪問介護相当サービス
- ・介護予防福祉用具貸与＋介護予防通所介護相当サービス

【例（介護予防ケアマネジメント費での請求）】

- ・介護予防訪問介護相当サービスのみ
- ・介護予防訪問介護相当サービス＋介護予防通所介護相当サービス
- ・介護予防訪問介護相当サービス＋通所型サービスA

※2 算定のタイミングは、ケアマネジメントA・B・Cで異なります。

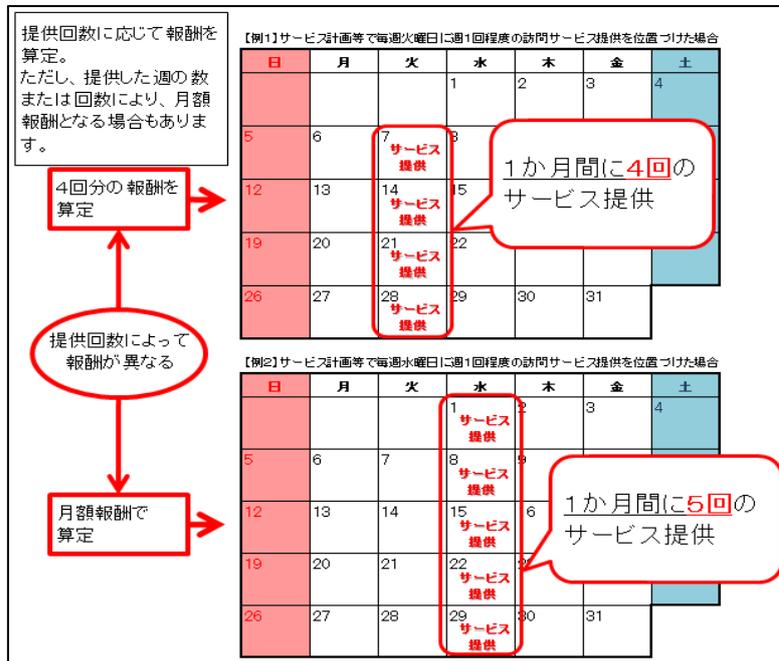
総合事業の報酬算定に関する基本的な考え方

【ポイント】

- 現在の1か月あたりのサービスコードに加え、1回あたりのサービスコードが新設されます。
- 週の始まりは日曜日、終わりは土曜日とします。ただし、月初、月末など始まりが日曜日でない、また終わりが土曜日でない場合も1週とします。

【総合事業における報酬算定】

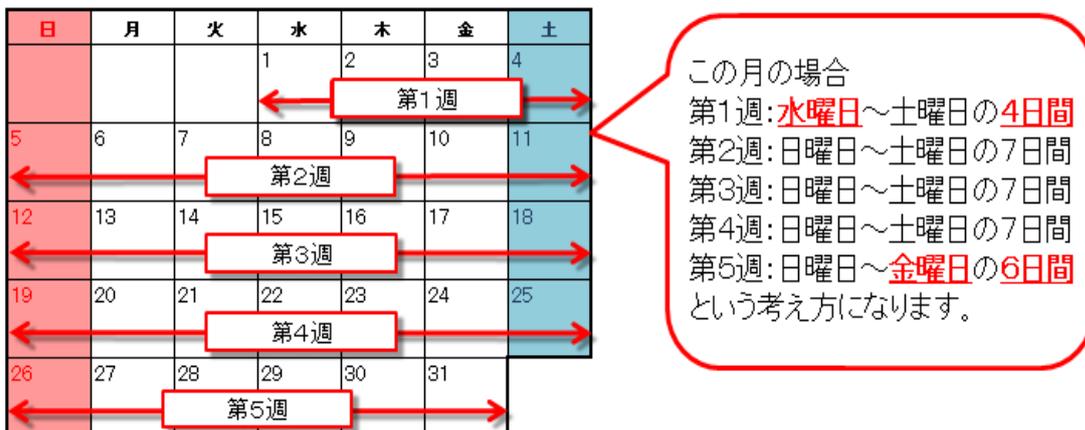
利用回数に応じて報酬が算定されます。



【1週間の考え方】

週の始まりは「日曜日」、終わりは「土曜日」とします。

※月初・月末など、始まりが日曜日、または終わりが土曜日でない場合も1週とします。



1. 訪問サービス

(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA)

【ポイント】

- 1回の提供時間を最大60分とします。
- 1週間のなかで、何回程度のサービスを提供したかにより、報酬を算定します。
- 1か月のなかで、5週を超える提供があった場合は、従来と同様の月額報酬として算定します。
- 事業対象者については、原則的に週2回程度の利用を上限としますが、特別の事情がある場合については、週2回を超える程度の利用が可能です。
- A2コード1411訪問型短時間サービスの算定回数上限はない（事業対象者、要支援1・2）。ただし、複数のサービスコード（標準的な内容のサービス、生活援助中心である場合、短時間の身体介助が中心である場合）をプランに位置付ける場合は、各サービスの回数で積算し、各々のサービスの算定上限回数は、原則、事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回とする。

利用者の状況により、1週間に何回程度のサービス提供が必要かを判断したうえで、提供回数については柔軟に組み合わせることが可能です。

(例1) 週1回程度←1週間に60分以下の範囲でサービスが必要な場合

【パターン1】1回60分のサービスを週1回提供

日	月	火	水	木	金	土
			60分 提供			

【パターン2】1回30分のサービスを週2回提供

日	月	火	水	木	金	土
	30分 提供			30分 提供		

それぞれ1週間のサービス提供時間が60分以内であるので、週1回程度の利用となる。

(例2) 週2日程度←1週間に60分超120分以下の範囲でサービスが必要な場合

【パターン1】1回60分のサービスを週2回提供

日	月	火	水	木	金	土
	60分 提供			60分 提供		

【パターン2】1回30分のサービスを週3回提供

日	月	火	水	木	金	土
	30分 提供		30分 提供		30分 提供	

それぞれ1週間のサービス提供時間が60分を超え120分以内であるので、週2回程度の利用となる。

(例3) 週2日を超える程度←1週間に120分を超える範囲でサービスが必要な場合

【パターン1】1回60分のサービスを週3回提供

日	月	火	水	木	金	土
	60分 提供		60分 提供		60分 提供	

1週間のサービス提供時間が
120分を超えているため、
週2回を超える程度の利用
となる。

また、同日に複数回のサービスを提供することが可能です。

※例えば買い物と調理のサービス利用を計画したが、近隣に商店等が存在せず、買い物に60分程度の時間を要し、かつ調理に30分程度の時間を要する等の理由がある等。

【パターン1】週に1日、90分のサービスが必要な場合

日	月	火	水	木	金	土
			90分 提供			

【パターン2】週に1日、90分のサービス、もう1日に30分のサービスが必要な場合

日	月	火	水	木	金	土
	90分 提供			30分 提供		

1週間のサービス提供時間が
60分超120分以下である
ため、
週2回程度の利用となる。

【パターン3】週に2日、90分のサービスが必要な場合

日	月	火	水	木	金	土
	90分 提供			90分 提供		

【パターン4】週に1日、90分のサービス、もう1日に60分のサービスが必要な場合

日	月	火	水	木	金	土
	90分 提供			60分 提供		

1週間のサービス提供時間が
120分を超えているため、
週2回を超える程度の利用
となる。

【注意点①】

1週間のサービス提供時間の合計数が何回程度になるかによって判断します。

何回（実数）提供したかという判断ではありませんのでご注意ください。

1回30分のサービスを週2回提供

日	月	火	水	木	金	土
		30分提供		30分提供		

誤 1週間に2回サービス提供をしているので、**週2日程度**の利用とする。

正 1週間のサービス提供時間が**60分以内**なので、**週1日程度**の利用となる。

【注意点②】

同種サービスについて、**1週間**に複数の事業所を利用することはできません。

【不可の例】同一週の月曜日と木曜日で異なる訪問事業所のサービスを利用

日	月	火	水	木	金	土
	30分提供			30分提供		

訪問事業所Xが提供

訪問事業所Yが提供

別事業所

訪問事業所X

訪問事業所Y

不可 同一週に、同種のサービスを複数の事業所が提供することはできません。

ただし、1週単位で事業所を変更することは可能です。

【可の例】1週目と2週目で異なる事業所を利用

1週目

日	月	火	水	木	金	土
	30分提供			30分提供		

訪問事業所Xが提供

訪問事業所X

2週目

日	月	火	水	木	金	土
	30分提供			30分提供		

訪問事業所Yが提供

訪問事業所Y

可 1週単位での事業所変更は可能。
1週目：訪問事業所X
2週目：訪問事業所Y

【注意点③】

利用計画に基づき提供されたサービス実績に応じた報酬を算定します。ただし、計画されていたが、ある週にサービス提供実績がなかった場合については、当該週の報酬を請求することはできません。

	日	月	火	水	木	金	土
計画				1	2	3	4
実績				60分			
計画	5	6	7	8	9		
実績				60分			
計画	12	13	14	15	16		
実績				60分			
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績				60分			
計画	26	27	28	29	30	31	
実績				60分			

1～5週のすべてにサービス利用が計画され、かつ提供実績があるため、月額報酬を算定する。

	日	月	火	水	木	金	土
計画				1	2	3	4
実績				60分			
計画	5	6	7	8	9		
実績				60分			
計画	12	13	14	15	16		
実績				60分			
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績				60分			
計画	26	27	28	29	30	31	
実績				60分			

第3週について、サービス利用が位置づけられているが、提供実績がないため、報酬算定はできない。そのため、第1・2・4・5週の4週分の報酬を算定する。

提供なし

【注意点④】

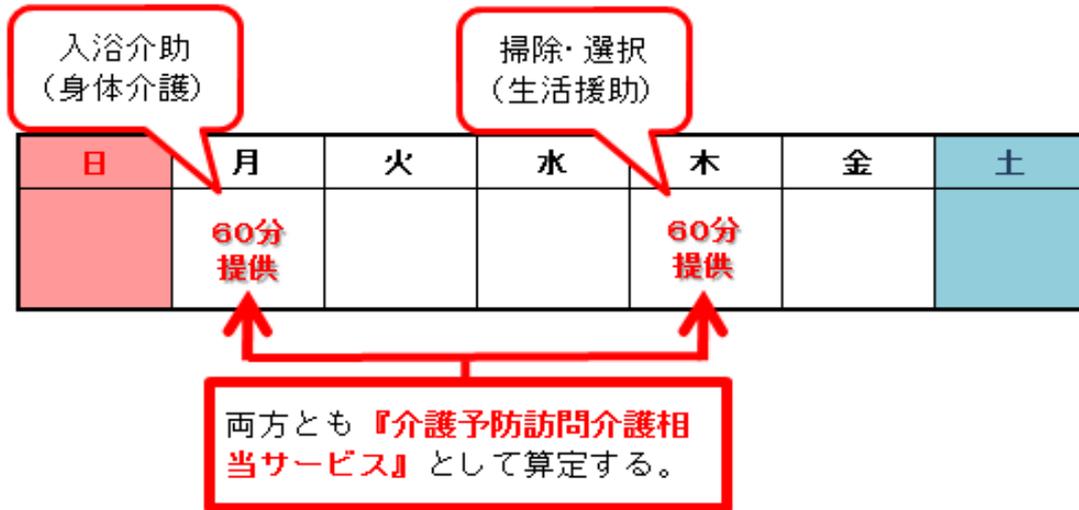
『介護予防訪問介護相当サービス』と『訪問型サービスA』を併用することはできません。



【注意点④-2】

同一週において、曜日により提供するサービス内容が異なる場合。

例えば、月曜日には入浴介助（身体介護）、木曜日には洗濯と掃除の生活援助を提供し、それぞれの曜日で60分のサービス提供がある場合については、**両日とも『介護予防訪問介護相当サービス』として算定します。**



【算定例】

- 利用計画に基づき提供された、サービスの提供実績に基づき、1か月あたりのコードまたは1回あたりのコードを使用します。ただし、1か月に5週の提供を計画していたが、ある週に1度もサービス提供がされなかった場合は、当該週の報酬を算定することはできません（月額報酬から回数払いへの変更になります）。
- 算定の考え方は、『介護予防訪問介護相当サービス』でも『訪問型サービスA』でも変わりません。以下の例示では『介護予防訪問介護相当サービス』のコードを記載するので、『訪問型サービスA』に関しては下表のとおり適宜読替をしてください。

※なお、『訪問型サービスA』で利用するA3コードは、給付率が定率であるため、利用者自己負担割合が1割・2割・3割負担かによって項目番号が異なります。

『介護予防訪問介護相当サービス』と『訪問型サービスA』のコード（一部）対応表

介護予防訪問介護相当サービス		訪問型サービスA	
種類	項目	種類	項目
A 2	1 1 1 1	A 3	1 2 0 1 (1割負担)
			1 2 0 2 (2割負担)
			1 2 0 3 (3割負担)
A 2	1 2 1 1	A 3	1 2 1 1 (1割負担)
			1 2 1 2 (2割負担)
			1 2 1 3 (3割負担)
A 2	1 3 2 1	A 3	1 2 2 1 (1割負担)
			1 2 2 2 (2割負担)
			1 2 2 3 (3割負担)
A 2	2 4 1 1	A 3	1 1 2 1 (1割負担)
			1 1 2 2 (2割負担)
			1 1 2 3 (3割負担)
A 2	2 5 1 1	A 3	1 1 0 1 (1割負担)
			1 1 0 2 (2割負担)
			1 1 0 3 (3割負担)
A 2	2 6 2 1	A 3	1 1 1 1 (1割負担)
			1 1 1 2 (2割負担)
			1 1 1 3 (3割負担)

「5週／月」のサービス提供を計画した場合

(例1) 毎週1回程度(60分以下)の提供を5週行う場合。

種類：A2 項目：1111 算定回数：1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2		
5	6	7	8 60分 提供	9		
12	13	14	15 60分 提供	16		
19	20	21	22 60分 提供	23	24	25
26	27	28	29 60分 提供	30	31	

毎週1回程度のサービスを
1か月に5週提供

種類：A2(独自)

項目：1111

回数：1回(1月に1回)

(例2) 毎週2回程度(60分超120分以下)の提供を5週行う場合。

種類：A2 項目：1211 算定回数1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2	3 60分 提供	4
			8 60分 提供	9	10 60分 提供	11
			15 60分 提供	16	17 60分 提供	18
19	20	21	22 60分 提供	23	24 60分 提供	25
26	27	28	29 60分 提供	30	31 60分 提供	

毎週2回程度のサービスを
1か月に5週提供

種類：A2(独自)

項目：1211

回数：1回(1月に1回)

(例3) 毎週2回を超える程度(120分以上)の提供を5週行う場合

種類: A2 項目: 1321 算定回数: 1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2 60分 提供	3 60分 提供	4
			8 60分 提供	9 60分 提供	10 60分 提供	11
			15 60分 提供	16 60分 提供	17 60分 提供	18
			22 60分 提供	23 60分 提供	24 60分 提供	25
26	27	28	29 60分 提供	30 60分 提供	31 60分 提供	

毎週2回を超える程度のサービスを1か月に5週提供

種類: A2(独自)

項目: 1321
回数: 1回(1月に1回)

(例4) 最初(または最後)の1週に週1回程度(60分以下)の提供、他の4週に週2回程度(60分超120分以下)の提供を行う場合

種類: A2 項目: 1211 算定回数: 1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2		
5	6 60分 提供	7	8 60分 提供	9		
12	13 60分 提供	14	15 60分 提供	16		
19	20 60分 提供	21	22 60分 提供	23		
26	27 60分 提供	28	29 60分 提供	30		

第1週が週1回程度(60分以下)
第2~5週が週2回程度(60分超120分以下)

⇒ 月額報酬(週2回程度)にて算定

種類: A2(独自)

項目: 1211
回数: 1回(1月に1回)

(例5) 最初(または最後)の1週に週2回程度(60分超120分以下)の提供、他の4週に週2回を超える程度(120分超)の提供を行う場合

種類: A2 項目: 1321 算定回数: 1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2	3 60分 提供	4
5	6 60分 提供	7	8 60分 提供	9	10 60分 提供	11
12	13 60分 提供	14	15 60分 提供	16	17 60分 提供	18
19	20 60分 提供	21	22 60分 提供	23	24 60分 提供	
26	27 60分 提供	28	29 60分 提供	30	31 60分 提供	

第1週が
週2回程度(60分超120分以下)
第2~5週が
週2回を超える程度(120分超)

⇒月額報酬(週2回を超える程度)にて算定

種類: A2(独自)

項目: 1321
回数: 1回(1月に1回)

「4週／月」のサービス提供を計画した場合

(例1) 毎週1回程度(60分以下・標準的な内容)の提供を4週行う場合

種類：A2 項目：2411 回数：4回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8 60分 提供	9		
12	13	14	15 60分 提供	16		
19	20	21	22 60分 提供	23		
26	27	28	29 60分 提供	30	31	

第2～5週で週1回程度(60分以下)のサービスを提供
※1週目の利用なし

種類：A2(独自)
項目：2411
回数：4回(1月に4回)

(例2) 毎週2回程度(20分以上45分未満・生活援助が中心)の提供を4週行う場合

種類：A2 項目：2511 回数：8回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2	3 60分 提供	4
5	6	7	8 60分 提供	9	10 60分 提供	11
12	13	14	15 60分 提供	16	17 60分 提供	18
19	20	21	22 60分 提供	23	24 60分 提供	25
26	27	28				

第1～4週で週2回(20分以上45分未満・生活援助)のサービス提供
※5週目以降の利用なし

種類：A2(独自)
項目：2511
回数：8回(1月に8回)

(例3) 毎週2回を超える程度(45分以上・生活援助が中心)の提供を4週行う場合

種類：A2 項目：2621 回数：12回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分提供	2 60分提供	3 60分提供	4
5	6	7	8 60分提供	9 60分提供	10 60分提供	11
12	13	14	15 60分提供	16 60分提供	17 60分提供	18
19	20	21	22 60分提供	23 60分提供	24 60分提供	25
26	27	28				

第1~4週で週2回超(45分以上・生活援助)のサービス提供
 ※5週目以降の利用なし
 種類：A2(独自)
 項目：2621
 回数：12回(1月に12回)

(例4) 最初(または最後)の1週に週1回程度(20分以上45分未満・生活援助が中心)の提供、他の3週に週2回程度(20分以上45分未満・生活援助が中心)の提供を行う場合

種類：A2 項目：2511 算定回数：7回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 60分提供	4
5	6	7	8 60分提供	9	10 60分提供	11
12	13	14	15 60分提供	16	17 60分提供	18
19	20	21	22 60分提供	23	24 60分提供	25
26	27	28				

第1週で週1回(20分以上45分未満・生活援助)+第2~4週で週2回程度(20分以上45分未満・生活援助)のサービスを提供
 ※5週目以降の利用なし
 種類：A2(独自)
 項目：2511
 回数：7回

※1か月内において、1回あたりの単位コードを複数組み合わせることは可能

「1～3週／月」のサービス提供を計画した場合

(例1) 週1回程度(60分以下・標準的な内容)の提供を2週行う場合

種類：A2 項目：2411 回数：2回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8 60分 提供	9		
12	13	14	15	16		
19	20	21	22 60分 提供	23		
26	27	28	29	30	31	

第2・3週で週1回程度(60分以下)のサービスを提供
※1・3・5週目の利用なし

種類：A2(独自)
項目：2411
回数：2回(1月に2回)

(例2) 週2回程度(20分以上45分未満・生活援助が中心)の提供を3週行う場合

種類：A2 項目：2511 回数：6回

日	月	火	水	木	金	土
			1 60分 提供	2	3 60分 提供	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15 60分 提供	16	17 60分 提供	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 60分 提供	30	31 60分 提供	

第1・3・5週で週2回程度(20分以上45分未満・生活援助)のサービス提供
※2・4週目の利用なし

種類：A2(独自)
項目：2511
回数：6回(1月に6回)

(例3) 週2回を超える程度(45分以上・生活援助が中心)の提供を1週行う場合

種類：A2 項目：2621 回数：3回

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6		
9	10	11	12	13		
16	17	18	19	20		
23	24 60分 提供	25	26 60分 提供	27	28 60分 提供	29
30						

第5週で週2回超(45分以上・生活援助)のサービスを提供
 ※1~4週目の利用なし
 種類：A2(独自)
 項目：2621
 回数：3回(1月に3回)

(例4) 最初(または最後)の1週に週1回程度(20分以上45分未満・生活援助が中心)の提供、他の1週に週2回程度(20分以上45分未満・生活援助が中心)の提供を行う場合

種類：A2 項目：2511 算定回数：5回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14 60分 提供	15	16	17 60分 提供	18
19	20	21 60分 提供	22	23	24 60分 提供	25
26	27	28 60分 提供				

第1・3・5週で週2回程度(20分以上45分未満・生活援助)のサービス提供
 ※2・4週目の利用なし
 ※1・2週目以降の利用なし
 種類：A2(独自)
 項目：2511
 回数：5回

キャンセル（計画していたが、提供実績がない）が発生した場合

【ポイント】

○その週に当該サービスの利用があった場合は、当該週の他の利用日にキャンセルがあったとしても利用計画に基づいた報酬を算定します。ただし、**その週に当該サービスの利用が1度もなかった場合は、当該週の報酬を算定することはできません。**

（例1）週1回程度（60分以下・標準的な内容）の提供を5週行う計画だったが、キャンセルによりサービス提供実績がない1週が発生した場合（計画5週→実績4週）

種類：A2 項目：2411 回数：4回

	日	月	火	水	木	金	土
計画				1	2		
実績				60分 60分			
計画	5	6	7	8	9		
実績				60分 60分			
計画	12	13	14	15	16		
実績				60分 提供なし			
計画	19	20	21	22			
実績				60分 60分			
計画	26	27	28	29	30		
実績				60分 60分			

各週に週1回程度の利用が位置づけられているが、第3週について、キャンセルが発生した（サービス提供実績のない週が発生）、**当該週については提供実績がないため、報酬算定はできない。**そのため、第1・2・4・5週の**4週分の報酬を算定する。**
種類：A2（独自）
項目：2411
回数：4回（1月に4回）

(例2) 週2回程度(60分超120分以下)の提供を5週行う計画だったが、
 キャンセルにより、提供実績がない日が発生した場合
 ただし、各週にサービス提供の実績がある。(計画5週→実績5週)

種類：A2 項目：1211 回数：1回

	日	月	火	水	木	金	土	日
計画				1	2	3	4	
実績				60分 60分		60分 60分		
計画	5	6	7	8	9	10	11	
実績				60分 60分		60分 提供なし		
計画	12	13	14	15	16	17	18	
実績				60分 60分		60分 提供なし		
計画	19	20	21	22	23	24	25	
実績				60分 60分		60分 提供なし		
計画	26	27	28	29	30	31		
実績				60分 60分		60分 60分		

各週に週2回程度の利用が位置づけられているが、第2・3・4週の一部にキャンセルが発生した(各週にサービス提供の実績はある)。
 この場合、利用が計画され、5週の提供実績があることから、
月額報酬を算定する。
 種類：A2(独自)
 項目：1211
 回数：1回(1月に1回)

(例3) 週2回程度(60分超120分以下)の提供を5週行う計画だったが、キャンセルにより、提供実績のない日、週が発生した。

この場合、当該週に提供実績が発生していれば、計画とおりの報酬を請求するが、**提供実績のない週の報酬を請求することはできない。**

種類：A2 項目：2411(60分以下・標準的な内容) 回数：8回

	日	月	火	水	木	金	
計画				1	2	3	4
実績				60分 60分		60分 60分	
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績				60分 提供なし		60分 提供なし	
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績				60分 60分		60分 提供なし	
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績				60分 60分		60分 提供なし	
計画	26	27	28	29	30	31	
実績				60分 60分		60分 60分	

各週に週2回程度の利用が位置づけられているが、第2週の全部(サービス提供実績がない)
第3・4週の一部にキャンセルが発生した(それぞれの週にサービス提供の実績はある)。
この場合、サービスの提供**実績がない週があることから月額報酬とはならず、4週分(第1・3・4・5週)の報酬を算定する。**
種類：A2(独自)
項目：2411
回数：8回(1月に8回)

2. 通所サービス

(介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA)

【ポイント】

- 1回あたりの報酬（回数払い）の設定に伴い、1か月の最大利用回数を、事業対象者・要支援1は最大5回まで（同一月に5週の利用がある場合）事業対象者[※]・要支援2は最大10回まで（同一月に5週の利用がある場合）とします。
- 回数払いコードの算定上限回数は、事業対象者、要支援1の場合は『4回まで』事業対象者[※]、要支援2の場合は『8回まで』とし、それぞれの回数払いの上限を超えて提供した場合は、月額報酬となります。

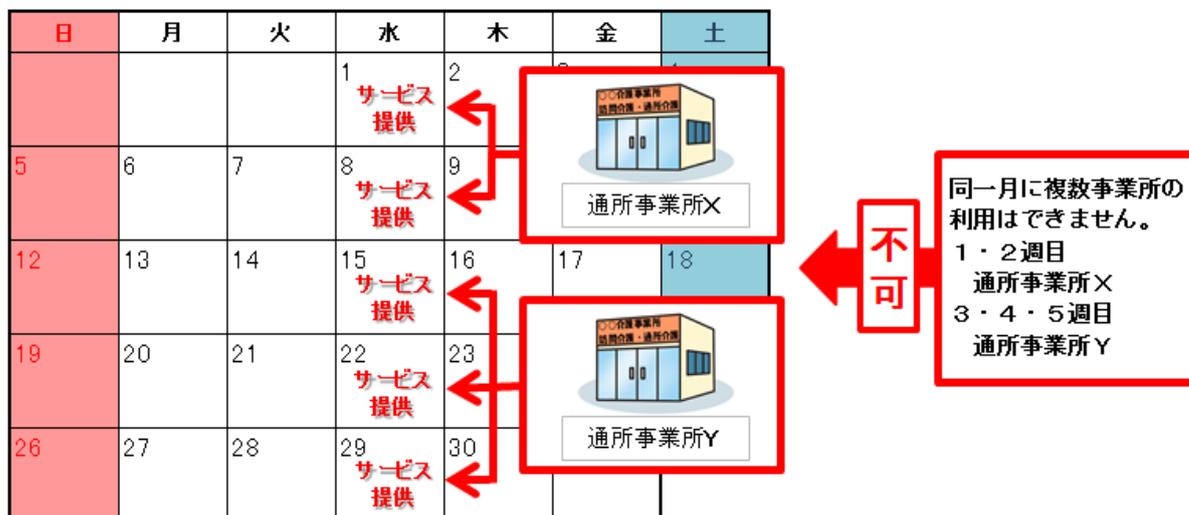
利用者の状態	回数	報酬算定
事業対象者、要支援1	1～4回	回数払い
	5回以上	月額報酬
事業対象者 [※] 、要支援2	1～8回	回数払い
	9回以上	月額報酬

※事業対象者については、原則的に月に最大5回の提供を上限としますが、特別の事情がある場合については、最大10回の利用が可能です。

- 回数払いにおいて、事業対象者・要支援2は「1か月の中で5回から8回まで」とコード表に記載されていますが、4回以下の請求も可能です。

【注意点①】

同種サービスについて、1か月間に複数の事業所を利用することはできません。



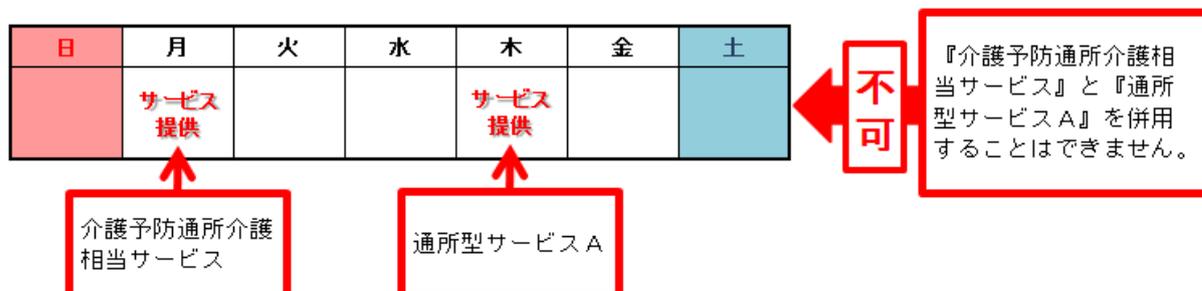
【注意点②】

総合事業の通所サービス（介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA）と予防給付の介護予防通所リハビリテーションを併用することはできません。



【注意点③】

『介護予防通所介護相当サービス』と『通所型サービスA』を併用することはできません。



【注意点④】

利用計画に基づき提供された、サービスの提供実績に応じた報酬を算定します。

提供されたサービスの回数が、回数払い算定上限以内であれば回数払いを、回数払い算定上限を超えた場合は月額報酬を算定します。

利用者の状態	回数	報酬算定
事業対象者、要支援 1	1～4回	回数払い
	5回以上	月額報酬
事業対象者※、要支援 2	1～8回	回数払い
	9回以上	月額報酬

(例) 要支援 1 の被保険者に対し、週 1 回の頻度で 5 回の提供を計画していたが、提供実績が 4 回だった場合

	日	月	火	水	木	金	土
計画				1	2	3	4
実績				提供予定 提供あり			
計画	5	6	7	8	9		
実績				提供予定 提供あり			
計画	12	13	14	15	16		
実績				提供予定 提供あり			
計画	19	20	21	22	23		
実績				提供予定 提供あり			
計画	26	27	28	29	30	31	
実績				提供予定 提供あり			

第1～5週のすべてにサービス利用が計画され、かつ提供実績がある。
1か月の提供回数が**5回**（算定上限回数超）のため、**月額報酬を算定する。**

	日	月	火	水	木
計画				1	2
実績				提供予定 提供あり	
計画	5	6	7	8	9
実績				提供予定 提供あり	
計画	12	13	14	15	16
実績				提供予定 提供なし	
計画	19	20	21	22	23
実績				提供予定 提供あり	
計画	26	27	28	29	30
実績				提供予定 提供あり	

第3週について、サービス利用が位置づけられているが、提供実績がないため、**当該日の報酬算定不可。**
1か月の提供回数が**4回**（算定上限回数以内）となるため、**回数払い**となる。

【算定例】

- 利用計画に基づき提供された、サービスの**実績回数**に応じて算定します。
- 算定の考え方は、『介護予防通所介護相当サービス』でも『通所型サービスA』でも変わりません。以下の例示では『介護予防通所介護相当サービス』のコードを記載するので、『通所型サービスA』に関しては下表のとおり適宜読替をしてください。
- ※『通所型サービスA』で利用するA7コードについては、給付率が定率であるため、利用者自己負担割合が1割・2割・3割負担かによって項目番号が異なります。

『介護予防通所介護相当サービス』と『通所型サービスA』のコード（一部）対応表

介護予防通所介護相当サービス		通所型サービスA	
種類	項目	種類	項目
A6	1111	A7	1201(1割負担)
			1202(2割負担)
			1203(3割負担)
A6	1121	A7	1211(1割負担)
			1212(2割負担)
			1213(3割負担)
A6	1113	A7	1101(1割負担)
			1102(2割負担)
			1103(3割負担)
A6	1123	A7	1111(1割負担)
			1112(2割負担)
			1113(3割負担)

「5週／月」のサービス提供を計画した場合

(例1) 事業対象者または要支援1の被保険者に対し、週1回の頻度で5週提供する場合【合計5回←算定上限回数超＝月額報酬】

種類：A6 項目：1111 回数：1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 サービス提供	2		
5	6	7	8 サービス提供	9		
12	13	14	15 サービス提供	16		
19	20	21	22 サービス提供	23	24	25
26	27	28	29 サービス提供	30	31	

事業対象者または要支援1の被保険者に対して、週1回の頻度で5週提供

種類： A6(独自)

項目：1111

回数：1回(1月に1回)

(例2) 事業対象者*または要支援2の被保険者に対し、週2回の頻度で5週提供する場合【合計10回←算定上限回数超＝月額報酬】
※特に必要性が認められる場合に限る。

種類：A6 項目：1121 回数：1回

日	月	火	水	木	金	土
			1 サービス提供	2	3 サービス提供	4
5	6	7	8 サービス提供	9	10 サービス提供	11
12	13	14	15 サービス提供	16	17 サービス提供	18
19	20	21	22 サービス提供	23	24 サービス提供	25
26	27	28	29 サービス提供	30	31 サービス提供	

事業対象者*または要支援2の被保険者に対して、週2回の頻度で5週提供

種類： A6(独自)

項目：1121

回数：1回(1月に1回)

(例3) 事業対象者*または要支援2の被保険者に対し、最初(または最後)の週は週1回(1回)の提供、他の4週に週2回(8回)提供する場合。

【合計9回←算定上限回数超=月額報酬】

※特に、必要性が認められる場合に限る。

種類：A6 項目：1121 回数：1回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 サービス提供	3	
5	6 サービス提供	7	8	9 サービス提供	10	
12	13 サービス提供	14	15	16 サービス提供	17	
19	20 サービス提供	21	22	23 サービス提供	24	
26	27 サービス提供	28	29	30 サービス提供	31	

事業対象者*または要支援2の被保険者に対して、最初(または最後)の週は週1回他の4週は週2回の頻度で提供

種類： A6(独自)
項目：1121
回数：1回(1月に1回)

(例4) 要支援2の被保険者に対し、週1回の頻度で5週提供する場合

【合計5回←算定上限回数以下=回数払い】

種類：A6 項目：1123 回数：5回

日	月	火	水	木	金	土
			1 サービス提供	2		
5	6	7	8 サービス提供	9		
12	13	14	15 サービス提供			
19	20	21	22 サービス提供	23	24	25
26	27	28	29 サービス提供	30	31	

要支援2の被保険者に対して、週1回の頻度で5週提供

種類： A6(独自)
項目：1123
回数：5回(1月に5回)

「1～4週／月」のサービス提供を計画した場合

(例1) 事業対象者または要支援1の被保険者に対し、週1回の頻度で4週提供する場合【合計4回←算定上限回数以下＝回数払い】

種類：A6 項目：1113 回数：4回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 サービス提供	8			
12	13	14 サービス提供	15			
19	20	21 サービス提供	22			
26	27	28 サービス提供	29	30	31	

事業対象者または要支援1の被保険者に対して、週1回の頻度で4週提供

種類： A6(独自)
項目：1113
回数：4回(1月に4回)

(例2) 事業対象者*または要支援2の被保険者に対し、週2回の頻度で4週提供する場合【合計8回←算定上限回数以下＝回数払い】

※特に必要性が認められる場合に限る

種類：A6 項目：1123 回数：8回

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 サービス提供	4	5	6 サービス提供	7	
9	10 サービス提供	11	12	13 サービス提供	14	
16	17 サービス提供	18	19	20 サービス提供	21	
23	24 サービス提供	25	26	27 サービス提供	28	29
30						

事業対象者*または要支援2の被保険者に対して、週2回の頻度で4週提供(8回)

種類： A6(独自)
項目：1123
回数：8回(1月に8回)

(例3) 事業対象者※または要支援2の被保険者に対し、最初(または最後)の週は週1回、他の3週は週2回(6回)提供する場合

【合計7回←算定上限回数以下=**回数払い**】

種類：A6 項目：1123 回数：7回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9 サービス提供	10	
12	13	14 サービス提供	15	16 サービス提供	17	
19	20	21 サービス提供	22	23 サービス提供	24	
26	27	28 サービス提供	29	30 サービス提供	31	

事業対象者※または要支援2の被保険者に対して、最初(または最後)の週は週1回
他の3週は週2回の頻度で提供(合計7回)

種類： A6(独自)
項目：1123
回数：7回(1月に7回)

キャンセル（計画していたが、提供実績がない）が発生した場合

【ポイント】

○利用計画に基づき提供された、サービスの提供回数に応じた報酬を算定します。
回数払いの算定上限回数を超えて利用（月額報酬）を計画していたが、キャンセル等により、提供実績が算定上限回数を超えなかった場合は、利用実績に応じた回数払いとなります。

（例１）事業対象者または要支援１の被保険者に対し、週１回の頻度で５週の提供を計画していたが、キャンセルにより、利用実績が４回となった場合（計画５回→実績４回）【合計４回←算定上限回数以下＝回数払い】

種類：A6 項目：1113 回数：4回

	日	月	火	水	木
計画				1	2
実績				提供予定 提供あり	
計画	5	6	7	8	9
実績				提供予定 提供あり	
計画	12	13	14	15	16
実績				提供予定 提供なし	
計画	19	20	21	22	23
実績				提供予定 提供あり	
計画	26	27	28	29	30
実績				提供予定 提供あり	

第3週について、サービス利用が位置づけられているが、提供実績がないため、**当該日の報酬算定不可。**

1か月の**提供回数が4回（算定上限回数以内）**となるため、**回数払い**となる。
種類：A6（独自）
項目：1113
回数：4回（1月に4回）

(例2) 事業対象者*または要支援2の被保険者に対し、週2回の頻度で5週の提供(10回)を計画していたが、キャンセルにより、利用実績が9回となった場合(計画10回→実績9回)

【合計9回←算定上限回数超=月額報酬】

種類：A6 項目：1121 回数：1回

	日	月	火	水	木	金	土
計画				1	2	3	4
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供なし	
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	
計画	26	27	28	29	30	31	
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	

第3週について、サービス利用が位置づけられているが、提供実績がない日があり、
当該日の報酬算定不可。

1か月の**提供回数が9回(算定上限回数超)**となるため、
月額報酬となる。
種類：A6(独自)
項目：1121
回数：1回(1月に1回)

(例3) 事業対象者*または要支援2の被保険者に対し、週2回の頻度で5週の提供(10回)を計画していたが、キャンセルにより、利用実績が8回となった場合(計画10回→実績8回)

【合計8回←算定上限回数以下=回数払い】

種類：A6 項目：1123 算定回数：8回

	日	月	火	水	木	金	土
計画				1	2	3	4
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績				提供予定 提供なし		提供予定 提供あり	
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供なし	
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	
計画	26	27	28	29	30	31	
実績				提供予定 提供あり		提供予定 提供あり	

第2・3週について、サービス利用が位置づけられているが、提供実績がない日があり、
当該日の報酬算定不可。

1か月の**提供回数が8回(算定上限回数以下)**となるため、
回数払いとなる。
種類：A6(独自)
項目：1123
回数：8回(1月に8回)